

職業がんをなくそう通信

〒556-0011 大阪市浪速区
難波中3丁目17-9
発行責任者：堀谷昌彦
Tel (06) 6647-3481
Fax (06) 6647-0440
<https://ocupcanc.grupo.jp/>

職業がんをなくす患者と家族の会 個人会員 1口 1000円 団体会員 1口 1000円
近畿労働金庫 天下茶屋支店 (店番号 607) 口座番号 (普通 8773460)

MOCA による膀胱がん被害

膀胱がん発症者の調査結果発表される

9月28日衆議院第1議員会館第7会議室にて厚労省要請を実施したことを先月号で紹介しましたが、その後厚労省労働基準局安全衛生部労働衛生課長と化学物質対策課長より10月19日付けで都道府県労働基準部長及び関係団体（一般社団法人日本化学工業協会、化成品工業協会、日本ウレタン建材工業会、ウレタン原料工業会、全国防水工事業協会、建設業労働災害防止協会）の長宛てに、MOCAによる健康障害の防止対策を徹底するよう通達及び要請（基安労発1019、基安化発1019）が出されました。具体的には管内の関係事業者団体、MOCA取扱事業者に対する周知を徹底することと共に必要に応じて指導を行うこととされています。現在もMOCAの製造・取扱いを行っている事業場には①特化則に基づく露防止措置等の徹底②特化則に基づく健康管理の徹底③特化則に基づく記録の保存期間の延長④当面米国労働安全衛生庁(OSHA)が示す作業環境測定用の併用を求めています。

7事業場 17名に膀胱がんが発症

2015年12月福井県にある三星化学工業で膀胱がんの多発が明らかになり、厚労省がオルトトルイジンの取扱いがあつた全国事業場で調査を進めたところイハラケミカルにおいて7名が膀胱がんを発症しておりうち5名がMOCAの取扱歴があるということが判明し16年9月報道発表しました。

今回は労基署がMOCA取扱事業場に対して聞き取りを行いMOCAの取扱歴がありかつ膀胱がんの病歴がある労働者（退職者を含む）の人数について調査を実施したものが報告されています。

それに寄りますと、調査実施事業場数 538

膀胱がんの病歴があるものについては、7事業場17名（在職者5名退職者12名）となっています（全て製造業）。また発症時の年齢は、40～49歳1名、50～59歳4名、60～69歳10名、70～79歳1名、80歳以上1名で全て男性となっています。

17名も発症していて労災申請が1件もない

10月19日の発表を受け毎日新聞が詳しく報じ各報道機関もこの問題を取り上げ全国的な記事にもなりました。それによれば厚労省関係者は発症者らに労災制度を周知するよう会社側に要請してきたが現時点で労災補償請求が1件もないため本人や遺族に労災制度の仕組みや手続きを直接知らせる方向で検討していると報じられていますが、請求が1件もないのは厚労省が労災補償請求の説明や手続きを会社任せにしたことが招いた結果です。9月28日要請行動の場において三星化学工業での膀胱がん発症者で職業がんをなくす患者と家族の会田中康博代表が「そのようなやり方ではいつまで待っても請求は出てこない」「私は会社から労災申請しないよう圧力を受けた」と訴え、参加者からも「厚労省が労災隠しを見逃している」「労災申請がないから認定や規制、健康管理手帳発行など全ての遅れに繋がっている」と追及したことで厚労省が直接本人に知らせるよう動き出したというのが実態です。11月には静岡労働局に対し具体的に労災申請の手続きを進めているか聞き取りを実施する予定で静岡いのけんセンターに調整して頂いているところです。

**第8回職業がんをなくそう集会
in 福井 12月9日 13時より**



35条専門検討会が開催される オルトトルイジンが職業がんリストへ

労基法施行規則第35条とはいわゆる職業病リストを明示するもので、35条専門検討会とはその検討を行う委員会です。10月16日に開催された専門検討会の検討対象とする疾病にオルトトルイジンによる膀胱がんがあり、2016年12月三星化学工業で多発した膀胱がんの業務上外に関する検討会報告書が資料で添付されています。

この35条専門検討会で検討対象になれば全てリストに載るかといえれば決してそうではありませんが、オルトトルイジンに関しては国内で膀胱がんが集団発生している点や国際的な発がん分類において人に対する発がんの証拠が十分であるとされている点などを踏まえれば、35条別表に記載され、健康管理手帳の発行がされるのではないかと推測されます。

京都胆管がん労災認定記者会見

10月18日14時京都府政記者クラブ別室にて、大日本印刷において印刷業務に従事した元労働者が労災認定された事案に関し、当該ご家族・同僚元労働者・京都職業病対策連絡会・職業がんをなくす患者と家族の会が記者会見をしました。

被災者は京都市在住60代男性、昭和44年より昭和63年9月まで印刷業務・エンボス加工業務に従事し（それ以降は平成27年まで事務作業）、ばく露期間は約13年9ヶ月、発病までの潜伏期間が41年7か月であったことなどを説明しました。特徴としては、ジクロロメタンへの単独ばく露での認定であること、校正印刷ではなく通常印刷業務であったこと、同様な作業に従事した労働者が相当数いるであろうこと、約40年という比較的長い潜伏期間であったこと、ジクロロメタンを含有するスケルトンという剥離剤を使用していたことなどが上げられます。京都新聞はかなりの紙面を割いて取り上げ他紙もデジタルニュース等で報じました。少しでも職業がんの掘り起こしに役立てればとご本人・ご家族が頑張りました。

会見後、同僚元労働者の方に当時のお話を伺うことができました。昔は床の洗浄でスケルトンを使用する際汚れを書き落とすのにヘラなどでは作業が進まないで袖でやっていたとか、同僚で黄疸症状が出て休んだまま来社しなくなった人もいたとか酷い状況だったとのことでした。

この問題は認定されたから終わりではなく、同様な作業に従事した方々にリスクを伝え早期発見の検診体制を確立させることが求められています。

職業性膀胱がんと企業補償 企業内補償協定の実態とは

かつてベンジジン等を製造していた化学会社では職業性膀胱がん患者を相当数出しており、治療や早期発見のための検診体制の確立、発症者への補償などをしてきたはずですが、労働組合が補償まで書かれた労働協約を会社と締結している例は極めて稀であるのが実態です。合化労連があった1980年代に職業性膀胱がん問題を抱える労組が集まりベンジジン共闘会議が開催されましたが、現在は患者の発生状況に関する報告会に留まりそれぞれの協約の中身に関する議論には入れない状態が続いています。

検査や治療、手術の種類による補償が具体的に書かれた協約を労使で締結していれば患者への負担は大幅に軽減されます。肉体的精神的経済的苦痛や負担に対し患者がその都度会社と交渉するのは気苦勞が多いですし混乱も招きます。また発がんするのは会社を退職してからが多いですから本当に不安で心細くなってしまいます。

化学一般には職業性膀胱がんの補償まで包括した協約を持っている労組が一つだけあり内容も大変優れたものです。今月は徳島と京都に出向き学習会をしてきました。福井の三星化学の裁判を見ると労組はやっぱりしっかりした協約を結ぶことが重要だと痛感します。